

# 川崎市ゴルフ協会研修競技会規定

## 第1章 目的・事業

第1条 本会は、ゴルフを通じて自己研鑽に励み、お互いの親睦を図りながら、市内におけるアマチュアゴルフ競技の健全な普及、発展に寄与することを目的とする。

第2条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- ① 競技力向上に関する競技会の開催
- ② ゴルフのエチケット、ルール及びマナーに関する研修
- ③ 指導者の養成
- ④ その他目的達成に必要な事業

## 第2章 会員・組織

第3条 第1条の目的を達成するため、市ゴルフ協会の協会員から登録・参加希望選手を募り、研修会を構成する。その年度の登録希望は毎年5月に行う。

第4条 参加資格

本会会員は、市ゴルフ協会の会員で、競技ゴルフを目的とし、それに伴うルール、マナーを遵守できる者とする。

## 第3章 研修委員会

第5条 本研修会の運営に際し、研修委員会を置く。

第6条 研修委員会は、次の役員を置く。

- ① 競技会委員長(競技担当理事) 1名
- ② 研修会委員長(研修会担当理事) 4名
- ③ 競技運営担当委員(研修会登録者より選出) 12名(男子8名 女子4名)

第7条 本会の委員は、各号の定めるところにより選任する。

- ① 競技会委員長は、理事会によって理事から選出する。
- ② 研修会委員長は競技担当理事より選出し、理事会の承諾を得る。
- ③ 委員は、希望者及び協会員等よりの推薦を募り、研修会委員長が指名する。

第8条 本委員会の運営は次のとおりとする。

- ① 研修委員会は会を運営し、業務を推進する。
- ② 各研修会委員長は年間4回のうち最低1回以上の研修会競技委員長を担当し、他の委員長はその活動を補佐する。
- ③ 委員会の招集は、委員長が市ゴルフ協会の承認を得て行う。
- ④ 委員会の決定事項は、市ゴルフ協会に報告し、その承認を受けなければならない。

第9条 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 研修会細則

### 第1項 登録と会費

1. 本研修会への登録は、別途案内どおり行い、指定期日までに所定の登録費を添え、市ゴルフ協会事務局へ提出する。

(1) 登録料 無し(平成20年度現在)

(2) 年会費 無し

(3) 競技参加費 ¥3,000

2. 退会・休会・除名に関する事項

(1) 途中退会・休会の場合は、委員長に退会・休会届を提出する。  
その場合、登録料の返還は行わない。

(2) 本会の名誉を毀損しまたは規約に違反するような行為をしたときは、委員会において審議し、除名することができる。

### 第2項 競技会

1. 年間3回以上開催を原則とする。

2. 競技参加申し込み締め切りは、3週間前とする。

3. 競技会のプレーフィーは自己負担（ビジターフィー）とする。

4. 申し込み締め切り後の無断欠席、または競技終了後のミーティングに届け出なく欠席した場合はペナルティーを課す。参加取り消しについては、競技前日までに届けること。当日取り消しの場合は違約金を支払う場合もある。

以上

上記以外の必要事項は、その都度委員会にて決定し、本会員に告知する。

## 研修競技会参加規程細則

1. 競技方法  
18 ホール・ストロークプレー。スコアがタイの場合はマッチングスコアカード方式により決定する。
2. 研修競技成立  
競技は、参加者がそれぞれの人数に達しない場合は競技を不成立とする。 男子 15名 女子 3名
3. 競技場到着時間の規制  
競技場には、組み合わせ表に定められた自己のスタート時間の40分前までに到着し、当日受付に参加の旨伝えなければならない。これに違反した場合は、2ストロークのペナルティーを課す。
4. 参加資格喪失  
次の各項に該当する場合は、それぞれの参加資格を失う。
  - (1) 欠場について
    - (a) 無届けで欠場した場合は、次回の競技参加を受け付けない。
    - (b) 当日欠場の場合は、ゴルフ場に支払うべきキャンセル料の支払いを求める。
  - (2) 競技成績による場合  
NRをした者、または競技規則による失格は、委員会によって、次回出場停止とする場合もある。
  - (3) 遅刻について
    - (a) 各自スタートの40分前までに受付を済ませない場合は、遅刻として最初のホールに2ペナルティー附加。
    - (b) スタート時刻までに到着した場合はプレーできるが、それに遅れた場合は失格とし競技に参加できない。
  - (4) 本競技の目的に著しく反した者は参加資格を剥奪する。
5. 通算競技成績によるシード  
成績により、男子1位15点から順次15位1点まで、女子1位5点から順次5位1点までポイントをつけ、この年間集計ポイント上位者に各シード権ならびに、競技参加資格を与える。
  - (1) 男子 年間ポイント1位 次年度神奈川アマ決勝シード権
  - (2) 2～5位 次年度神奈川アマ準決勝シード権
  - (3) 女子 年間1位 次年度神奈川アマ決勝シード権
  - (4) 2・3位 次年度神奈川アマ準決勝シード権
  - (5) 男子 年間ポイント1・2・3位及びシニア上位者ならびに女子年間ポイント1位の者には次年度市町村対抗ゴルフ競技会の川崎市代表選手に推薦される。
  - (6) 年間ポイント上位16名には、次年度神奈川県ゴルフ協会研修会への選抜選手として推薦される。  
(男子13名女子3名)
  - (7) 年間4回の競技会のうち、成績上位3回の合計ポイントによって年間成績を算出する。同ポイントの場合は参加回数の多い方を上位とし、それでもタイが生じる場合は、シード権の付与を競技委員会に一任する。
6. 参加申し込みおよび取り消しに関する責任の所在  
参加申し込み及び取り消す場合は、最終責任は本人が負う。
7. 上記事項に関する特殊事情については、委員会にて検討・決定して運用する。